

「親子で作ろう郷土食」料理教室事業委託事業者募集要項

この要項は、山梨県が実施する「親子で作ろう郷土食」料理教室事業（以下「事業」という。）を委託するにあたり、その手続き等に関し、必要な事項を定めるものである。

1 事業の目的

山梨県では、本県の食文化を形成する郷土食等のうち、特に次世代に継承すべきものを「やまなしの食」として認定し、支援を行うこととしている。

このため、「やまなしの食」の由来などを親子で学ぶとともに、「やまなしの食」が家庭で調理される機会を増やすことを目的に、親子参加による料理教室を実施し、本県食文化の継承の一助とする。

2 事業概要

(1) 委託事業名 「親子で作ろう郷土食」料理教室事業

(2) 事業実施主体

県内において活動する民間団体であって、郷土食等の食文化の継承に関して意識が高く、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有する団体とする。

(3) 事業内容 「親子で作ろう郷土食」料理教室事業委託仕様書のとおり

(4) 委託期間 契約締結日から令和2年1月31日まで

(5) 委託団体数 2団体

(6) 委託料上限額 1団体につき200,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を限度とする。

3 応募資格

以下の（1）から（7）までに掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 山梨県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(3) 山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成23年4月1日）や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成10年4月1日）」による指名停止措置期間中の者でないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。又は法人にあつては、その構成員が暴力団員でないこと。

(5) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当しないこと。

(6) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しないこと。

(7) 委託業務を的確に遂行できる能力を有すること。

4 スケジュール

応募書類の提出期間 令和元年7月25日（金）～令和元年8月9日（金）

委託候補者選定	令和元年8月中旬
契約締結	令和元年8月下旬
事業開始	令和元年9月上旬

5 応募手続き

(1) 提出書類及び部数

以下の書類を揃えて提出すること。なおク、ケは該当する団体のみ提出すること。

ア 事業受託申請書（様式第1号）：1部

イ 事業実施計画書（様式第2号）：1部

6の(2)審査基準に記載する評価項目に沿って記載すること。

ウ 受託資格に係る宣誓書（様式第3号）：1部

エ 見積書（任意様式）：1部

仕様書4の(2)の科目ごとに、費用の内訳、積算根拠がわかるように記載すること。

オ 直近の事業報告書及び収支決算書：1部

カ 定款又はこれに代わるものの写し：1部

キ 役員名簿（氏名、ふりがなが入ったもの）：1部

ク 法人の登記事項証明書（提出日において3ヶ月以内に発行されたもの）：原本1部

ケ 納税証明書（未納がないことの証明）：原本各1部

(ア) 山梨県総合県税事務所が発行する県税（全税目）の納税証明書

(イ) 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

コ その他、県が必要と認める書類（指示があった場合のみ提出）

(2) 提出方法

山梨県県民生活部消費生活安全課のホームページ（※）から事業受託申請書等をダウンロードして必要書類を作成し、郵送又は持参により提出すること。

（※）<http://www.pref.yamanashi.jp/shokuhin-st/oyakoryori.html>

持参の場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は、封筒に「受託申請書在中」と明記し、上記提出期限必着とする。

なお、提出書類のうちイの事業実施計画書は、電子データを（4）あてに電子メールにて送付し、件名は「親子料理教室事業 事業実施計画書の送付」（団体等の名称）とすること。また、電話にてメールの受信確認を行うこと。

(3) 提出期限

令和元年8月9日（金）午後5時（必着）

(4) 提出先

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1

山梨県県民生活部消費生活安全課 食の安全・食育担当

電子メール：shokuhin-st@pref.yamanashi.lg.jp

(5) 留意事項

ア 提出された書類について、提出後の差替え及び変更は認めない。ただし、県が補正を求めた場

合又は補足書類の提出を求めた場合は、この限りでない。

イ 提出された書類は返却しない。

ウ 提出後に、応募を取り下げる場合は、取下願（様式第4号）を提出すること。取下願の提出があった場合、既に提出された書類については、全て返却する。

エ 審査は提出書類により書面で行うが、その内容について応募者又は関係機関から意見聴取することがある。

オ 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、審査の対象から除外し、失格とする。

（ア）3の応募資格のいずれかを満たさなくなったとき。

（イ）提出書類が所定の期限までに整わなかったとき。

（ウ）見積額が、2の（6）の委託料上限額を上回っているとき。

（エ）提出書類の内容に虚偽、不正又は本要項の定めに違反する記載があったとき。

（オ）審査の公平性に影響を与える行為があったとき。

（カ）その他不正な行為があったとき。

カ 応募に要する経費は、すべて応募者の負担とする。

6 選考方法及び審査基準

（1）選考方法等

ア 消費生活安全課において、提出された申請書等について、下記（2）の審査基準に基づく書面審査を行い、審査の採点の合計が高い方から第1位、第2位、第3位の者を委託候補者とする。

イ 審査結果は、速やかに郵送により、応募者へ書面で通知する。

（2）審査基準

審査区分及び評価項目は、次のとおりとする。

審査区分	配点	評価項目
実施体制	40	・事業目的及び内容に関する理解・知識が十分であるか。 ・親子を対象とした食育活動や類似事業の実績があり、その知識、ノウハウ、経験を十分に活かせることが期待できるか。 ・事業実施計画を確実かつ効果的に実施する体制を備えているか。 ・食品衛生及びその他安全面について、十分な対策が講じられているか。
実施内容	50	・「やまなしの食」の由来などを学ぶとともに、家庭で作る機会の確保につながる効果的な内容であるか。
経費	10	・必要最低限かつ事業実施が十分可能な経費の積算であるか。

7 問い合わせ先

山梨県県民生活部消費生活安全課 食の安全・食育担当

住所：〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1

電話：055-223-1588

電子メール：shokuhin-st@pref.yamanashi.lg.jp